

吹付けアスベストの 撤去等に対する対策に支援します。

- 「アスベスト撤去支援事業」について -

1 アスベスト撤去支援事業の概要

(1) 補助対象について

(1) 対象建築物 ①～②の全てに該当するもの

- ①吹付けアスベスト等（吹付けアスベスト又はアスベスト含有吹付けロックウール）が施工されたもの（本事業以外で国庫補助を受けていないもの）
- ②建築基準法第9条に基づく措置が命じられていないもの

(2) 対象部分

- ①吹付けアスベスト等が施工された部分（露出、隠蔽部共）
- ②対象建築物に付属する電気室、機械室

(3) 対象事業

- ①吹付けアスベスト等の除去等（除去、封じ込め、囲い込み）
（アスベスト処分費、耐火被覆材、断熱材等の代替工事を含む）
- ②吹付けアスベスト等の使用された建築物の除却（アスベスト対策費用相当額を限度とする。）

※【アスベスト調査について】

吹付け建材のアスベスト含有調査については、25万円/棟を限度額として国から全額補助金が交付されますので、建物の立地する市町村にお問い合わせください。

(2) 補助内容について

吹付けアスベスト等の除去等に係る費用（補助対象事業費）の3分の2を補助します。
ただし、補助対象事業費は2,000万円/棟を限度とし、それを超えた額は所有者負担となります。

○負担の割合

補助 2/3 (国：1/3、県：3/12、市町村：1/12)	所有者負担 1/3
-----------------------------------	--------------

2 補助の申請先、問合せ先

○建物の立地する市町村に申請してください。

※市町村が事業を実施していない場合は、この制度が活用できませんのでご注意ください。

○市町村の実施している事業は、

鳥取県公式ホームページ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/47477.htm>) に掲載しています。

—問合せ先—

- 鳥取県 生活環境部 暮らしの安心局 住まいまちづくり課 景観・建築指導室
(電話0857-26-7391、ファクシミリ0857-26-8113)
- 鳥取県 生活環境部 東部生活環境事務所 建築住宅課
(電話0857-20-3649、ファクシミリ0857-20-2103)
- 鳥取県 中部総合事務所 生活環境局 建築住宅課
(電話0858-23-3235、ファクシミリ0858-23-3266)
- 鳥取県 西部総合事務所 生活環境局 建築住宅課
(電話0859-31-9753、ファクシミリ0859-31-9654)